

令和6年度大阪市国民健康保険運営協議会第2回総会

1 日 時 令和7年2月3日（月）午後2時から

2 場 所 大阪市役所 7階 特別委員会室

3 出席者

（委員）

・被保険者を代表する委員

新井委員、石部委員、大坪委員、鈴木委員、東山委員、福井委員、福本委員、若林委員

・保険医又は保険薬剤師を代表する委員

後藤委員、杉浦委員、利森委員、永瀆委員、松本委員、吉岡委員

・公益を代表する委員

今田委員、上田委員、竿田委員、鈴木委員、たけち委員、立見委員、服部委員、松田委員

・被用者保険等保険者を代表する委員

川隅委員、真島委員

（福祉局）

坂田福祉局長、中谷保険年金担当部長、西川保険年金課長、吉野国保保健事業担当課長、金井国保収納対策担当課長、奥村保険年金課長代理、中村国保収納対策担当課長代理、坂田国保収納対策担当課長代理、秋山国保広域調整担当課長代理、福永保健副主幹、その他関係職員

4 会議内容

（1）開会

（2）福祉局長あいさつ

（3）出席状況の報告（事務局）

（4）報告事項について

《報告事項》

報告1 令和7年度 国民健康保険料率について

- ・令和7年度 府内統一保険料率
- ・一人当たり平均保険料
- ・賦課限度額の改定

報告2 軽減判定所得基準の改正について

報告 3 高額療養費制度等の見直しについて

- ・高額療養費制度の見直し【自己負担限度額】
- ・高額療養費制度の見直し【外来特例】
- ・入院時の食費の見直し

報告 4 保険料の徴収猶予に係る規定の一部改正について

報告 5 大阪市の取組について

- ・保険料収納率の推移
- ・保険料収納率向上に向けた取組
- ・医療給付費の適正化に向けた取組
- ・特定健康診査・特定保健指導・その他の保健事業

報告 6 大阪市国民健康保険運営協議会の委員定数の見直しについて

5 議事

【竿田会長】

それでは、会議次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。

報告事項の 1 から 3 につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

【西川保険年金課長】

報告事項 1、2 について説明

【吉野国保保健事業担当課長】

報告事項 3 について説明

【竿田会長】

ただ今の事務局からの説明につきまして、何かご質問あるいはご意見などございませうでしょうか。

【松田委員】

保険料の改定についてお伺いをいたします。

まず、資料 2 ページの（2）、一人当たり平均保険料をご覧ください。

大阪市の令和 7 年度の一人当たり平均保険料は、1.4%のマイナス改定とのことでございます。

保険料の減要素としましては、保険給付費の減等による減に、一人当たり保険給付費の見込額の減があげられております。

前回の当協議会でも、事務局から説明があったかと思いますが、高齢化の進展や医療の高度化により、一人当たりの医療費は増え続けているとのことですが、今回の改定では、なぜ一人当たり保険給付費が減少しているのでしょうか。

【西川保険年金課長】

大阪府内の市町村では、令和6年度から府内統一保険料率としておりまして、この保険料率につきましては、大阪府が算定した結果となっております。

各年度の保険料率につきましては、前年度までの実績をもとに推計した、一人当たりの保険料率の見込額を算定するということになっております。

委員ご指摘のように、一人当たりの平均保険給付費は、コロナ禍であった令和2年度より、増加の傾向でございまして、最近では毎年プラス2～3％程度の伸びとなっております。

こういった状況を踏まえまして、令和6年度の保険料率の算定に当たりましては、前年度の実績から、プラス2.6％の伸びを見込んで、一人当たり保険給付費の推計が行われたところです。

一方、今年度の実績としましては、令和5年度から増加しておりますが、その伸び率はプラス0.3％となっております。

令和7年度の保険料率の算定に当たりましては、今年度の実績から、一定の伸びが見込まれておりましたが、実績が低かったことから、結果として、一人当たり保険給付費の見込額が、令和6年度の保険料率の算定時よりも、減少しております。

【松田委員】

今年度は伸び率が鈍化しているとはいえ、一人当たり保険給付費は増加し続けているということです。つまり、今回のマイナス改定は一時的なもので、基本的には一人当たり、給付費の増加に伴う保険料率も高くなる傾向にあるものと想定されます。

このような状況の中で、今回の改定の保険料の減要素といたしまして、②の財政調整事業等による保険料抑制財源の増による減があげられておりますが、府内統一保険料率を抑制、平準化するための財源の充当額が前年度よりも増加しているということです。

毎年の保険料率をできる限り抑制することも、被保険者の負担軽減を図る観点からはとても大事なことです。

一方で、将来の保険料率の上昇に備えて、なるべく財源を留保していくことも重要であると考えますが、この点についていかがでしょうか。

【西川保険年金課長】

今回の改定におきましては、令和6年度に保険料率の完全統一を達成したことによりまして、今後3年間交付されます国からのインセンティブ、一人当たり1,000円ですけれども、その他大阪府の国民健康保険特別会計の剰余金などの財源を充当することとしております。

一方で、将来の保険料の抑制と平準化に備えるため、府と府内市町村の協議によりまして、令和6年度におきまして、保険料の抑制のために充当していた一部の財源につきまして、令和7年度では、その充当規模縮小を低減しまして、将来の財源の留保を図ることとしております。

委員のご指摘のように、将来の保険料率の上昇に備えた対応、これは財政調整事業の目的でもございまして、非常に重要であると認識しております。

本市としましても、当協議会のご意見を伺いながら、府と府内市町村の協議のもと、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

【松田委員】

保険料率の完全統一達成により、国からインセンティブを獲得でき、府全体として保険料の抑制に繋がったことは、この間の取り組みの成果としては非常に意義のあることだと思います。

一方でこの交付金は3年間の期間限定でございます。

4年後の保険料率では、リバウンドによるプラス要素となります。

また、一人当たり保険給付費は、今後も増加の傾向が続くことが考えられます。

このような状況の中、令和7年度はマイナス改定となりましたが、数年後には大きくプラス改定ということにならないように、将来に備えて財源の留保を図るなど、しっかりと計画的に取り組んでいただきたいと要望いたします。

【竿田会長】

それでは報告事項4について、事務局からご説明をお願いいたします。

【金井国保収納対策担当課長】

報告事項4について説明

【竿田会長】

保険料の徴収猶予に係る改正ということで、ただ今の事務局からの説明につきまして、何かご質問あるいはご意見などございませんでしょうか。

(意見、質問等なし)

それでは次の報告事項5について、事務局からご説明をお願いいたします。

【金井国保収納対策担当課長、吉野国保保健事業担当課長】

報告事項5について説明

【竿田会長】

最後に説明された、医療費の適正化事業のための各種点検事業、あるいは糖尿病性の腎症重症化予防事業は、大分前から大阪市は力を入れて、専門事業者に委託をして進めているところであり、今後も続けていくということです。

ただ今の事務局からの説明につきまして、何かご質問あるいはご意見などございませうでしょうか。

【杉浦委員】

先週、福祉局の方よりこの会議の事前説明をしていただいたときに、この収納率のところで、薬局に来られる方に「保険証を持ってないです」という方がいらっしゃるという話をしていて、おそらくそれは生活困窮の方や、保険料を払うことが損だと思っていて病気になったときに自費で払う人が多いのでは、という話をしていました。

今日もデータを持ってきていただいたのですが、収納率の世代別の割合が、20代は74.5%で、30代は78.4%でした。

この若い世代が圧倒的に他の世代に比べて低くなっているという状況で、その若い世代の収納率の低さを今後どうしていくのか、具体的にその対策や今後の考え方をお聞かせください。

【金井国保収納対策担当課長】

委員からご指摘のございました通り、20代30代の方の収納率は芳しくありません。

この部分につきましては、細かく分析ができているわけではございませんが、大阪市の場合、低所得の方が多いというのが、大阪市の1つの特徴なのかなと考えております。

ただ、当然所得の高低にかかわらず保険料がかかりますから、他の所得の高い方と同じぐらい収納率があってもおかしくはないと思っておりますので、今後この20代30代の方に対しまして、例えば現状であれば紙ベースでお願いしているようなことについても、Webを活用して通知するというような形で、若年層に対するアプローチを再検討していかないといけないと考えております。

ただ、健康保険を使うが保険料は払わないということは認められることではございませんので、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

【竿田会長】

若い世代がこのまま支払わなくていいと考え、放置しているのは良くないと思いますので、是非ともよろしく願いいたします。

他にご質問ご意見ございますか。

【真島委員】

私から2点教えていただきたいことがあります。

1点目が資料13ページです。

医療給付費の適正化に向けた取組の、適正受診啓発事業として、大阪市では医療費通知を年に6回実施するところですが、我々、協会けんぽでは年1回となっております。

そのほうが良いとは言わないですが、ただ6回だと頻繁な印象です。

この6回実施することになった経過とか、あるいは送ることに対する効果など、何か検証されているのであれば教えていただきたいというのが1点目です。

2点目が資料11ページです。

ここでは保険料収納率があるのですが、保険証の資格が切れているにもかかわらず使ってしまったといった、資格を失った後の受診であるとか、交通事故などによる損害賠償請求といったものに対する債権管理について、大阪市の国保で、それぞれの収納状況がどれくらいなのかということを教えていただきたいです。

【吉野国保保健事業担当課長】

2つとも私から一括してお答えさせていただきます。

まず1点目の医療費通知についてのご質問でございますが、医療機関等に受診した医療費をお知らせすることで、健康の大切さを考えるきっかけとしまして、健康に対する認識を深めていただくことを目的に実施しております。

これらの目的のために、国からも国民健康保険における医療費通知の適正な実施について通知が行われておりまして、これに基づきまして本市では、昭和55年から医療費通知事業を行っております。

通知する頻度につきましては各保険者の方で決定するということとされておりますが、平成30年度からの国民健康保険の都道府県単位化に伴いまして、年6回実施することが、大阪府の国保運営方針の中で決められました。

本市におきましても、その府の運営方針に沿って実施しております。

効果ですけれども、年6回送付することで、被保険者に対し、速やかに情報をお届けすることができます。

また、それによって、ご自身の今の健康状態でありますとか、医療にかかる費用を振り返ることで、被保険者の健康増進や医療費の適正化に資するものと考えております。

2点目の保険料以外の債権についてのご質問でございます。

大阪市の国民健康保険の被保険者でなくなったにもかかわらず医療機関にかかった場合に、後日大阪市へ返還していただく医療費が、保険給付費返還金ということで、本市の債権になります。

本市の国民健康保険から、例えば、委員が所属されております協会けんぽ様に資格が変更となった場合、通常は被保険者が、本市に対して返還金の支払いを行いまして、新たに加入された協会けんぽ様に対し、医療費を請求していただくことになります。

なお、被保険者の方からのお申し出により、本市と協会けんぽ様との間で直接医療費を精算する、保険者間調整というものがございます。

それを行うことで返還金の回収が可能となるため、制度の積極的な周知に努めているところです。

また、もう1つの交通事故などの第三者の行為によって生じた医療費につきましては、これまで行った大阪市の国保の方から保険給付されますけれども、その場合は交通事故の加害者に対し損害賠償を請求することとなり、この返還金も本市の債権となります。

この返還金を回収するためには、被保険者より第三者の氏名や被害の状況などを速やかに届け出していただくことが重要と考えております。

被保険者からの届け出があったものにつきましては、大阪府の国保連合会の方に事務委託を行いまして、損害保険会社などの示談交渉が終了したものについて、債権回収を行っているところです。

これらの返還金の令和5年度の現年度の収納率でありますけれども、これは76.6%ありまして、保険者間調整による収納や、第三者求償に係る損害賠償を含む収納分となっております。

【真島委員】

ご回答ありがとうございました。

1点目の医療費通知の適正化に関しては、府の運営方針の共通基準だということですね。そこはわかりました。しかしながら昨今、郵便料金は値上げということもありますし、人件費などすべて上がっているということで、これもコストになります。

今後、運営方針の見直しが行われる際に、回数についても、本当にこれでいいのか議論いただくほうがいいと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

2点目でございます。

返還金のことですが、これは強制力がなく、被保険者の方の理解、協力がないと進まないという、なかなか難儀な話でございます。

ただ納めない人を放置しておく、完納されていらっしゃる方々からすれば、納得できないということになります。

引き続きこの債権回収については、取り組みを進めていただきたいのですけれども、そもそも資格を失った後に受診することは、オンラインの資格確認やマイナ保険証が浸透し

ていけば、そういった債権自体も発生しなくて済むわけでございます。

私も同じ保険者として、マイナ保険証の普及に力を進めていきたいと思っています。

【吉野国保保健事業担当課長】

債権回収の取り組みにつきましては、ともに頑張っていきたいと思っています。

1 点目の医療費通知につきましては、現在は薬剤情報でありますとか、医療機関にかかった金額の医療費通知情報をマイナポータルで閲覧することができます。

確定申告の際には、マイナポータルから e-Tax で情報連携が可能となっておりますので、このような便利機能の周知啓発も、実施回数の見直し議論とセットで進めていきたいと思っています。

それをまた府や府内市町村にも提案していきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

【永瀨委員】

質問なのですが、13 ページの（3）の、医療給付費の適正化に向けた取組の上の枠の中に、療養費支給申請書点検事業というのがございますが、大阪府の中では、療養費が全国的に見るとすごく突出しております。

それがなぜなのかチェックが必要ですが、事前説明のときに、担当の方が一人一人チェックをしているという説明を受けたのですが、何万人とおられる方を、本当に全てチェックできているのかが疑問であるのと、外部の方に審査を依頼なさっているとお聞きしたのですが、実際にその審査が適正に行われているのでしょうか。

一部の担当委員から聞きますと、医療側で少しおかしいという問題提起をしたら、一部の団体の委員から、全ての査定を外されるといった審査が行われているようなのですが、外部に委託しているということで、そういうチェックをすることはあるのでしょうか。

【吉野国保保健事業担当課長】

ご意見がありました、医療費給付の適正化のレセプト点検事業ですが、こちらにつきましては、国の通知に基づきまして、内容点検効果率の目標値を達成できるように、私どもはプロポーザルで委託事業者を選定しております。

その委託事業者において、AI を活用した点検を行うとともに目視点検も行っており、内容点検の再審査請求をしているところです。

実際の点検公開というのは 1 回審査をして、もう 1 回審査となると、よほどのことがないと、それが通るというのは少ないのですが、そういった機械や人の目でしっかり見て、再審査請求に望んでいるところです。

【永瀆委員】

私が質問させていただいたのは、レセプト診療報酬明細書点検事業ではなくて、療養費の支給申請書点検事業についての内容ですが、いかがでしょうか。

【吉野国保保健事業担当課長】

失礼いたしました。柔道整復師の療養申請書の点検事業のことですか。

【永瀆委員】

そうです。これは、要するに統計で見ると大阪市、大阪府が全国的に突出しているわけですね。ですから、そういうご質問させていただいたのです。そういうデータはお持ちでしょうか。

【吉野国保保健事業担当課長】

そういったデータは今、手元にございませんで、どういった分析ができるかというのは今後の課題と思っております。

いただいた意見は今後、現状分析等の参考にするためのきっかけとさせていただきたいと思います。

【永瀆委員】

大阪府の会議で示された大阪府医療費適正化計画で、そういう資料が提示されておりますので、それを手に入れていただいてご参考いただければと思います。

【吉野国保保健事業担当課長】

今後はそういったところも分析させていただきますのでよろしくお願いいたします。

【竿田会長】

それでは報告事項6について、事務局からご説明よろしくお願いします。

【西川保険年金課長】

報告事項6について説明

【竿田会長】

ありがとうございました。

我々31期の委員の任期は、今年の7月末をもって満了ということになります。

それを踏まえて、今年の8月に改正となるわけですが、その時に、委員の総数を現行の29名から20名に減らします。

理由としては、国保の改正で、府の協議会で方針を決め、その方針のもとに、運営面を我々市の委員会で審議する。こういうふうに、審議内容のすみ分けができました。

そういうこともあって、これまでの 29 名の定員を、20 名に減らそうということです。

内容は、「被保険者の代表」「保険医又は保険薬剤師の代表」「公益代表」から 6 人ずつ委員を出していただき、被用者保険の代表からは委員はそのまま 2 人ということになっています。

それは今年の 8 月以降の、改正のときに実施するということですが、この点については決まっていることですが、何かご質問あるいはご意見などございませんでしょうか。

(意見、質問等なし)

【竿田会長】

今回の第 2 回総会が、今年度の最後の総会でございます。

各委員の方々におかれては、非常にご多忙の中を、本会議に参加いただきました。

これまで第 2 回総会には、毎年のように市長からの諮問が出ていたのですが、今回はございません。

今日、非常によかったと思ったのが、これまで質問がなかなか出していただけなかったのが、今日は 4 名から出していただきました。こういう形で少しでも意見を出して、今の制度について、問題点があればここで議論をするのは良いと思います。

また、市会議員の委員にお願いしたいのは、国保の制度について議会の方で議論されたものを、問題点等も要約した上で、ここで披露されて、各委員の先生方に情報共有していただくということも、この運営協議会の役割かなと思います。

私の退任の挨拶も含めて、話をさせていただきました。

これまで 20 年間にわたって、関係各位の方々には非常にお世話になりました。

いろいろ勝手なことを申しだったかもしれませんが、まずもってお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それでは以上をもって本日の会議を終了とさせていただきます。

【奥村保険年金課長代理】

竿田会長、長きにわたり誠にありがとうございました。

また委員の皆様におかれましては、本日お忙しい中、また長時間にわたりまして、ご審議いただきありがとうございました。

本日はこれをもちまして、会議終了とさせていただきます。

誠にありがとうございました。